

令和7年第3回(9月)川南町議会定例会会議録

令和7年9月24日 (水曜日)

本日の会議に付した事件

令和7年9月24日 午後1時15分開会

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第38号 | 財産の取得について |
| 日程第2 | 議案第39号 | 川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例について |
| 日程第3 | 議案第40号 | 地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第4 | 議案第41号 | 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について |
| 日程第5 | 議案第42号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第43号 | 川南町使用料及び手数料条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第44号 | 川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第45号 | 川南町水道事業給水条例等の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第46号 | 令和7年度川南町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第47号 | 令和7年度川南町国民健康保険事業特会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第48号 | 令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第49号 | 令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第50号 | 令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第14 | 議案第51号 | 令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第15 | 議案第52号 | 令和7年度川南町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第16 | 認定第 1号 | 令和6年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第17 | 認定第 2号 | 令和6年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第18 | 認定第 3号 | 令和6年度川南町水道事業会計決算認定について |
| 日程第19 | 認定第 4号 | 令和6年度川南町下水道事業会計決算認定について |
| 日程第20 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第21 | 諮問第 2号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 日程第22 | 諮問第 3号 | 人権擁護委員の推薦について |

- 日程第23 同意第 5号 教育委員会委員の任命について
- 日程第24 発議第 4号 地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分
をすることができる事項の指定についての一部改正について
- 日程第25 議員派遣の件について
- 日程第26 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について
- 日程第27 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について

出席議員(13名)

1番 小 嶋 貴 子 議員	2番 今 井 孝 一 議員
3番 中 瀬 修 議員	4番 金 丸 和 史 議員
5番 河 野 浩 一 議員	6番 北 原 輝 隆 議員
7番 江 藤 宗 武 議員	8番 岸 本 茂 樹 議員
9番 永 友 美 智 子 議員	10番 河 野 禎 明 議員
11番 蓑 原 敏 朗 議員	12番 徳 弘 美 津 子 議員
13番 中 村 昭 人 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	小 牟 禮 洋 秋 君
教育長職務代 理者	椎 木 祐 司 君	会計管理者・ 会計課長	石 井 美 貴 君
総務課長	米 田 政 彦 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	小 嶋 哲 也 君
町民健康課長	押 川 明 雄 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
統括主監 兼環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長 補佐	加 藤 澄 剛 君
農地課長	今 井 孝 洋 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午後 1 時15分開会

○議長（中村 昭人議員） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

本日の議事日程は、配付してあるとおりであります。

日程第1「議案第38号財産の取得について」、日程第2「議案第39号川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例について」、日程第3「議案第40号地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について」、日程第4「議案第41号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について」、日程第5「議案第42号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第43号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について」、日程第7「議案第44号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第45号川南町水道事業給水条例等の一部改正について」、本8議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されていましたが、議案38号、40号、41号、42号、44号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。いずれの議案も9月11日に関係職員の出席を求め、課長以下職員の説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第38号財産の取得について、学校給食共同調理場で使用する給食配送車を購入します。現在2台で運用していますが、計画的に更新をかけ、給食が止まらないようにするためです。指名競争入札を行い、「三菱ふそうトラックバス株式会社九州ふそう宮崎支店」と契約を結びました。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第40号地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について、令和6年6月26日に施行された地方自治法の改正に対応するためのものです。今回の改正では、文書のデジタル化や情報セキュリティの確保に関する事項が新設されることになり、新しい規定が設けられました。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第41号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について、令和6年5月31日に公布された法改正に合わせて、育児や介護に関する働き方をより柔軟にできるよう、関係する条例を改正するものです。これまでの部分休業を1号と2号に分け、30分から1時間単位で年間10日間取れるように制度を設けました。育

児時間の多様化への対応や、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講ずるための関係条例の改正です。

委員から「この条例は大変に良いことなので進めていただきたいと思うが、条例どおりに施行できる休業を申請しやすいような職場での環境体制づくりをお願いしたい」との意見がありました。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第42号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、公約の早期実現のための体制を構築するためのポジションとして、統括主監の位置づけをしました。

統括主監の職を給与条例等の中でも明確にしていくなことが必要なため、条例の一部改正するものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第44号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について、宮崎県の重度障害者（児）医療費公費負担事業補助金交付要綱の一部改正に伴い改正するものです。

令和7年10月から新たに精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方を、重度障害者に追加し、助成の対象とするものです。ただし、国や県の方針に合わせ、入院については、精神障害者の地域生活移行の観点から、精神科入院は助成の対象とはなりません。

討論はなく、全員賛成で可決です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第39号、第43号、第45号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も9月11日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第39号川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例について、この条例は、太陽光発電設備の管理が適正でない事例が散見されるということで、景観への影響を抑制するためと設備損傷等による火災リスクそれと、一番の目的である廃棄時代を迎え、パネルの処理と、後には再資源化ができるものは再資源化を義務づけるために制定するとのことです。太陽光発電設備を設置している人の中には、県外におり現状を把握していない人もいて、その人たちへの通知、監視をしていきたいとのことでした。委員からは、想定外の事態発生時には速やかな対応を求める意見がありました。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

議案第43号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、農地の利用権設定等促進事業で行っていた売買後の登記手続等を農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年4月から、農地中間管理機構が実施する農地中間管理事業で行うようになり、登記事務に関

わる手数料の収入が見込めないための条例改正とのことでした。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

議案第45号川南町水道事業給水条例等の一部改正について、災害その他非常の場合において、町長が認めるときは、他の市町村長の指定を受けた方が、給水装置または排水設備に関する工事を行うことができるようにするための改正です。令和6年に発生した能登半島地震では、宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したそうです。これは宅内の配管工事を担う地元の業者が被災の規模に比べ少なかったことや、業者自身が被災したことに加え、様々な工事需要が集中したことにより、業者の確保が困難になった状況となったことが主な原因とされており、そういった状況に対応するための条例改正とのことでした。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第38号財産の取得について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号財産の取得については、委員長報告の通り可決されました。

議案第39号川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号川南町自然環境等と再生可能エネルギー発電設備との調和及び適正な維持管理に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第40号地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第40号地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴う関係条例の整理については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第41号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第42号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告の通り可決されました。

議案第43号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号川南町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第44号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号川南町重度障害者医療費助成に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号川南町水道事業給水条例等の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号川南町水道事業給水条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9「議案第46号令和7年度川南町一般会計補正予算（第3号）」、日程第10「議案第47号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第11「議案第48号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第12「議案第49号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）」、日程第13「議案第50号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、日程第14「議案第51号令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）」、日程第15「議案第52号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）」、本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員） 総務厚生常任委員会に付託されていましたが、議案第46号から50号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も9月11日、関係職員の出席を求め、課長以下職員の説明を受け、慎重に審査いたしました。

議案第46号令和7年度川南町一般会計補正予算（第3号）、一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ12億3260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144億1897万6000円とするものです。

総務課関連の主な増額内容は、給与及び職員手当です。管理職手当につきましては、統括主監に係る分で7万7000円を増額計上しています。今回の補正予算では、給与で約1000万円、職員手当で約280万円の減となっています。これは退職者の発生及び新規採用職員の配置に伴うものです。次に、採用試験におけるSPIテストの実施経費として、手数料18万2000円を計上しています。

通信運搬費7,000円は、自衛官募集事務に要するものです。

消防費関係では、消防団員7名の退職交付金として141万円です。また、災害対策費では、避難誘導時に太陽光不足が生じる恐れがあることから、地区内の樹木伐採のための委託料46万円を計上しています。

まちづくり課関連は、子ども留学等支援事業補助金について、当初の計画を上回る申請があったため、増額です。本年度は国外留学される方が多く、現在も10人の方が申請して、実際行かれています。予算が不足するということで、上限50万円の2人分100万円を補正としてあげています。

県支出金返還金37万5000円、これは令和4年3月に、移住支援金100万円を受給した方が3年後に西都市へ転出されたため、規定により半額の50万を返還いただき、そのうち県の補助分37万5000円を町から県へ返還します。

公共交通の拡充の中の登記測量設計委託料70万円、これは川南駅駐車場整備のための土地買収を進めていますが、国土調査前の図面にある土地3筆を、法務局の14条地図に復元するための測量設計の委託料になります。

財政課関連については、行政財産の適正な管理のための事業費として75万2000円、NHK受信料については、放送法第64条に基づき、受信施設を設備した場合は、NHKと受信契約を結ぶ必要があります。法人の場合、公用車に設置されたテレビ、受信可能なカーナビも対象となり、台数分の受信料を払わなければなりません。本町では、公用車10台にNHK受信機付きのカーナビを設置していたにも関わらず、受信料を納付していなかったことが、NHKの指摘により判明しました。このため、設置時点にさかのぼり、計72万5000円を支払うこととなりました。なお、9台については指摘後にアンテナを撤去したため、今後は受信料は発生しません。これまで法人車両に関する取り扱いについて認識不足があり、指摘を受けたのは今回が初めてです。

町民健康課関連の保健衛生管理事業の報償費、謝礼10万4000円は、市町村版新型インフルエンザ対策行動計画の策定にあたり、学識経験者に支払う謝礼です。令和6年に県が策定した計画との整合性を取るため、今回追加しています。学識経験者には町内の開業医を予定していますが、まだ決まっていません。

会計年度任用職員の報酬73万8000円の減額は、保健師の産休代替として看護師を8ヵ月雇用する分と助産師の産休代替が確保できなかった分と、育休取得により産休後の支払いがない分を減額します。

福祉課関連、歳入に民生費負担金の保育所保護者負担金については、県が第2子に対して4分の1を補助することとなり、令和7年9月以降、保育料が下がることからその分減額となっています。

民生費国庫補助金では、障害者福祉サービス改定に伴うシステム改修に係る補助の他、生活困窮者就労準備支援等事業、成年後見制度利用促進事業に係る補助として100万円、児湯成年後見センターの委託料が計上されています。さらに、妊婦支援給付交付金に係るシステム改修補助、川南保育所に対する保育体制強化事業補助、番野地保育所に対する保育環境改善等事業補助も含まれています。全国的に取り上げられることもある性被害防止対策のため、また虐待を未然に防ぐ目的のための補助です。また、中央保育所では栄養士が産休に入るため、その代替職員を配置するための会計年度任用職員報酬を計上しています。川南東保育園の保育体制強化事業として、保育士ではない保育支援者を雇用するための補助金が含まれています。

会計課関連については、債務負担行為補正、ふるさと納税特産品発送事業で、限度額2億7000万円を設定しています。令和7年度の寄附について、特に年度末の寄附が多くなることが予想されます。返礼品の発送は、令和8年度になることが想定されるため、昨年度の実績と今年度の寄附の推移から判断して、限度額を設定します。今年度は寄附の増額を見込み、寄附額を35億円を想定し、歳入歳出ともに5億円を計上しました。寄附実績は昨年度と同水準で推移していますが、制度改正や物価高の影響により、今後の見通しは不透明な状況です。

歳出については、総務管理費、ふるさと納税展開事業で返礼品発送や広報事務手数料等に必要経費を計上しています。主な内訳は、返礼品代1億5000万円、発送費等9812万5000円、委託料約2600万円、システム使用料約5574万円などです。必要経費を除いた寄附金から1億5856万円をふるさと振興基金に積み立てる予定です。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第47号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1849万9000円を追加して24億2305万8000円とします。歳入の他会計繰入金は、財政安定の支援のために、普通交付税で算定された財政安定化支援金の確定による差額繰入金として、一般会計から642万1000円繰入られます。保険運営基金繰入金として、当初予算における財源不足分を基金取り崩しで補うこととしていたため、税率改正等に伴う国保税上振れ分及び財政安定化支援金確定に伴う増額分相当額4541万7000円を減額します。

国庫支出金として、総務管理費補助金、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報事業として9万4000円計上しています。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第48号川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1451万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9497万2000円とするものです。

歳入については、令和6年度決算に伴う繰越金1190万9000円、後期高齢者医療保険料728万6000円が主なものです。

歳出については、所得確定に伴い、後期高齢者医療広域連合納付金655万2000円、一般会計繰出金、前年度事務費確定に伴う返還金630万3000円が主なものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第49号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ846万2000円とするものです。

歳入については、令和6年度決算に係る繰越金58万9000円を計上するものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第50号令和7年度、川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3149万4000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9883万9000円とするものです。

歳入は、分担金及び負担金12万1000円の増額で、ショートステイ事業の増加分を計上しています。

繰入金は、127万円の増額で、一般会計繰入金68万1000円と、介護認定審査特別会計繰入金、58万9000円を計上するものです。

繰越金は、3010万3000円の増額で、令和6年度決算に基づく繰越額を計上するものです。

歳出は、地域支援事業39万3000円の増額で、その他の生活支援サービス委託料、ショートステイ事業が当初の見込みよりも増加しているためです。

保健福祉事業は、398万6000円の増額で、介護予防事業に取り組むためのものです。

タニタヘルスリンクと実施する介護予防事業で、12月からの3カ月間、65歳以上100人を対象にスマートフォンを利用して、指定された歩数を達成することにより、健康ポイントを付与する事業です。タニタのアプリで歩数にポイントを付与し、そのポイントをチーカと連携できる新たな介護予防事業です。

委員会では、ウォーキングがポイントになる無料のアプリもある。委託料の383万6000円は大きすぎるのではないかとの意見もありました。

基金積立金は457万6000円の増額で、介護保険準備積立金に積み立てます。

諸支出金は、2253万9000円の増額で、国・県・社会保険診療報酬支払基金及び都農町への返還金1733万3000円と、一般会計繰出金520万6000円の増額です。

討論はなく、全員賛成で可決です。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第46号、第51号、第52号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も9月11日に関係職員の出席を求め、現地確認を行い、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第46号令和7年度川南町一般会計補正予算（第3号）について、環境課です。

環境衛生費、環境衛生管理事業の修繕料120万円は、町営墓地の修繕料で、当初予算の100万円を使ったため今後に備えての追加計上とのことです。墓地については、高齢化により管理が難しくなっているとのことでした。

公害対策費、環境保全の推進85万8000円は、産業関連の浄化槽について管理の行き届いていないところへ管理のアドバイスのために、専門知識のある方の派遣を考えているとのこと

でした。

産業推進課です。主なものは、林業振興費、土地分筆測量業務委託料77万9000円。これは浪掛地区で昨年の大雨と、先日の台風15号によって崩れている場所を、治山事業で対応するための分筆前の地目変更にかかる委託料とのことです。

水産業振興費、燃油高騰対策漁業経営セーフティーネット支援事業補助金1150万1000円は、国の漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している方に対して、令和7年度積立金の3分の1を補助、加えて、事業実施に伴う事務経費として1件当たり55円を事業実施主体に補助するとのことです。財源については、重点支援地方交付金を主体に活用するそうです。

商工業振興費、ふるさと観光大使補助金100万円は、本町初のふるさと大使に任命された川南ラグビークラブに試合が行われる会場において、相手チームや会場に来られている方々に対して、選手やスタッフに活動してもらって、町をPRしていただくための補助金とのことです。

委員からは、初めのうちは町として一緒に活動してフォローする支援体制を構築しないと全部おまかせになると大変ではないか。また、観光大使ができたということをきっかけに、川南町をもっとPRできるよう、メディア等への働きかけを頑張ってもらいたいとの意見が出ました。

建設課です。主なものは、道路維持費の工事請負費1059万3000円。これは幹線町道中央線や外側線の区画線が消えている部分について、安全確保のため、復旧するとのことで、令和7年度から令和9年度の3カ年計画で予定しているとのことです。

住宅管理費、町営住宅修繕料1000万円は、令和7年4月からの町営住宅への新規入居に伴う修繕が多かったことと、建設から30年が経過した町営住宅のユニットバスや流し台などの設備更新により、多額の費用を要し今後、施設の維持管理に支障が出るため、修繕料を追加計上するとのことです。

同じく住宅管理費、負担金補助及び交付金200万円は、危険空家解体事業補助金単独分で、当初予算の300万円が申し込み及び相談数の増加により不足するためのことで、そのまま放置すれば危険となる恐れがあり、周辺環境に悪影響が出るため、危険家屋の解体促進に取り組みたいとのことです。

教育課です。主なものは、川南小学校のプールの改修工事4754万円。これは、設計業務委託が完了し、工事を行うとのことで、現地確認も行いました。

委員からは、修繕後のプールの活用について、この暑さで8月の利用だけでなく、9月、10月ごろまでの利用、また、学校の敷地内にあることで、管理運営等が難しい部分があるかもしれないが、町営プールとしての活用について検討して欲しいとの意見が出ました。

文化財保護費、修繕料133万1000円は、川南湿原の木製の遊歩道が朽ちてきており、危険なため、修繕を行うとのことでした。国指定の天然記念物内の敷地のため、工法等が限られ、湿原の全体的な改修には時間を要するとのことでしたが、安全対策のため、その都度、修繕には対応していくとのことでした。

同じく文化財保護費、松山之陣看板設置工事52万8000円は、双鱗原供養塔の近くに大友が陣を張った、その後、豊臣の九州征伐のときには豊臣秀長が陣を張った場所で、今は、山でやぶになっている場所があり、ぱっと見てもわからないとのこと。ここには、そういう重要な史跡があり、勝手に開発等できないという注意喚起と来られた方への案内のために看板を設置したいとのこと。

討論はなく、全員賛成で可決しました。

議案第51号令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）について、主なものは繰越金の確定に伴うものです。また、一般会計への繰出金として、110万8000円が計上されており、これは、チーカにチャージしたが、有効期限が来て、失効した分とのこと。

委員からは、昨年の有効期限短縮により失効ポイントが増えないように、特にカード利用者に対しては有効期限が視覚的にわかりにくいため、より丁寧な情報提供をして欲しいとの要望がありました。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

議案第52号川南町下水道事業会計補正予算（第1号）について、主なものは、資本的支出について通浜浄化センターの非常用発電設備の更新が440万円で、これは、故障したためで塩害によるものと思われ、更新後は、塩害に強い機械を導入するとのこと。

高圧蒸気滅菌機28万円、これは、水質検査項目変更に伴うもので、ランニングコストを抑えるために、町で検査を行うために購入するとのこと。

討論はなく、全員賛成で可決されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

念のため申し上げます。討論採決は議案ごとに行います。

議案第46号令和7年度川南町一般会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号令和7年度川南町一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第47号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号令和7年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第48号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第48号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号令和7年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第49号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号令和7年度川南町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第50号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号令和7年度川南町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第51号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号令和7年度川南町電子地域通貨事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第52号令和7年度川南町下水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

10分間休憩します。

午後2時14分休憩

午後2時24分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

日程第16「認定第1号令和6年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第17「認定第2号令和6年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第18「認定第3号令和6年度川南町水道事業会計決算認定について」、日程第19「認定第4号令和6年度川南町下水道事業会計決算認定について」、以上4案件を一括議題とします。

本4案件は、一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会に付託されておりましたので、各特別委員長の報告を求めます。

まず、一般会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○一般会計決算審査特別委員長（徳弘 美津子議員） 一般会計決算審査特別委員会における審査の経過及び結果について、以下のとおり御報告いたします。

委員会は、9月12日及び16日の両日に開催し、関係各位に御出席いただき、厳正かつ慎重に審査を行いました。

委員長には徳弘美津子議員、副委員長には永友美智子議員、委員には小嶋貴子議員、今井孝一議員、中瀬修議員、江藤宗武議員が選任されました。また、オブザーバーとして、永友靖代表監査委員、中村昭人議長にも御参加いただきました。

関係各課長をはじめ、担当課職員の皆さまには長時間にわたり、丁寧かつ的確な御説明と併せて詳細な資料をいただきました。この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

令和6年度川南町一般会計歳入決算額は、173億1944万2509円、歳出の決算額は、168億4077万1472円、差引残額は、4億7867万1037円となります。

基金残高は、106億5006万3859円となり、昨年同月から12億2524万4460円の増額です。以

下、審査を行った順、各課ごとに審査結果を御報告いたします。

まず総務課です。人件費は、各課ごとに計上されていますが、所管は総務課です。令和6年度の職員数は、正規職員161人、会計年度任用職員142人となっています。デジタル化推進の観点から、国の自治体情報システム標準化・共通化に対応するため、多額の電子計算費が計上されています。令和7年度末までの義務化対応であり、将来的なコスト削減と効率化につながる重要な取り組みとして高く評価いたします。ただし、巨額の投資となるため、国庫支出金を最大限に活用するとともに、導入後の運用効果を徹底的に検証し、町民サービスの質の向上に直結するよう努めていただきたいと思います。広報については、「広報かわみなみ」や「お知らせかわみなみ」などの印刷製本費、通信運搬費が計上されています。「お知らせかわみなみ」は、タウンプラスを活用し、令和3年から全世帯配付となり、町民への情報伝達の要となっています。その結果、回覧板の必要性が薄れ、振興班運営に影響があることも周知されています。情報を周知する手段として、「お知らせかわみなみ」の発行は有用ですが、今後は、情報格差が生じないように、デジタルとアナログのバランスに配慮し、住民への啓発をお願いしたいと思います。令和6年度に執行された選挙は、衆議院議員選挙10月、町長選挙8月、町議会議員選挙令和7年3月、町議会解散を求める直接請求に伴う住民投票の4件です。

建設課です。住宅耐震事業は、診断10件、設計工事4件の実施となりました。町営住宅使用料の収納率100%達成は、担当職員の地道な努力の賜物であり高く評価いたします。家賃減免に関しては、収入状況の変化に応じて適切に対応していますが、委員から担当課の負担が大きいとの意見がありました。年度末の未納付世帯対応など、組織全体で支援する体制の検討を求めます。共同アンテナ設置事業は、暫定的に進められていますが、十文字住宅での住民ニーズとして、くみ取り式トイレの改修など、生活に直結する要望の方が優先度が高いとの意見もありました。事業の実施に当たっては、形式的な確認にとどまらず、住民の声に寄り添った意思決定を強く要望いたします。道路舗装や橋梁補修は、適切に執行されています。道路などに関する相談フォームLINE通報ですが、これは町民の利便性向上に資する取り組みであり、更なる周知徹底を求めます。

農地課です。多面的機能支払事業の活動面積は、約900ヘクタールで、単独組織10、広域協定所属21組織が活動しています。農地や施設を地域で守るために有効に機能しており、継続的な支援が必要と考えます。畑地かんがい事業は、国、県、町の共同事業として長年継続されており、施設園芸の安定的な生産に寄与しています。基幹産業である農業を支える重要な事業であり今後も推進が必要です。

税務課です。町税全体の徴収率は99.4%で、前年比1.5%増となりました。町民の納税意識の高さと税務課の努力を高く評価いたします。固定資産税の減収要因は、償却資産の更新状況や経済動向の影響と考えられます。次年度以降も注視が必要です。

町民健康課です。業務は一つ、住民サービス、マイナンバー関連です。二、国保年金保険医療推進、三、町民の健康推進の三本柱です。特定健診率は42%前後にとどまっており、受診率向上が最重要課題です。広報戦略の工夫、巡回健診の時間、場所の見直し、夜間休日実施、予約簡素化など多面的な改善を要望いたします。令和6年度に町が実施した带状疱疹予防接種は50歳以上の方が対象で、483人が接種されました。町民健康課と福祉課の業務区別がわかりにくいという声がありますが、町民健康課は、保健医療と健康づくり、福祉課は、生活介護全般を担当するという区分を周知する必要があります。

福祉課です。物価高騰対応重点支援事業として、住民税非課税世帯への支援を実施しました。老人福祉館は、令和8年に廃止予定ですが、利用者が納得できるよう、丁寧な対応を求めます。保育所については、園児数が減少しています。各園の各所の存続やニーズに応じた運営を工夫し、子育てに強いまちを目指す必要があります。

会計課です。出納業務とふるさと納税を担当しています。令和6年度のふるさと納税は約49億円で地域振興に大きく貢献しました。一方で、システム利用料は、寄附額の約11%と多額です。令和7年度10月からのポイント制度廃止により、国は手数料抑制を意図していますが、現時点で自治体負担が軽減される保証はありません。今後も制度趣旨を踏まえ、利用料の見直しを国や事業者を求める必要があります。

環境課です。養豚農家40件を対象に家畜排せつ物処理に関するアンケートを実施し、36件の回答を得ました。浄化槽の不具合については1件となっています。ゴミ処理については、西都児湯環境整備事務組合への負担金が約1億2000万円で、ゴミ総量は3441トン、うち可燃ゴミは2821トンでした。バイオマス産業都市構想の認定地域ではありますが、畜糞や木質バイオマスなどの原料確保が不十分であったため中断している状況が報告されています。

産業推進課です。特産品送料応援事業は、高く評価される一方、事業費は、令和6年度で7100万円を超えており、事業継続の観点から見直しが必要です。県外発送の限定や一部負担の導入など、事業効果を高める工夫を求めます。新規就農、親元就農や漁業後継者育成に補助金を交付しています。電子地域通貨については、特別会計に加え一般会計に人件費やシステム利用料などが計上されており、総額1252万円余りとなっております。

財政課です。予算編成や決算、地方交付税、町債管理を担当しています。ふるさと振興基金からの繰入額は約15億5000万円で、そのうちふるさと納税経費の充当は約4億円です。公共施設など整備基金繰入金は、約2億3000万円です。会計課の関係でもありますが、基金運用では、約6億円分の債券を購入し、金利上昇により銀行定期より有利との報告がありました。途中解約をしなければ元本割れのリスクはないとのこと。

教育課です。給食費は、無償化されていますが、光熱水費、給食会負担金として保護者から徴収していた点について、監査委員から指摘があり、令和8年度から見直しを検討しています。

まちづくり課です。個人情報保護の観点から、振興班加入の世帯名簿の提供は、令和4年から中止しています。本人申請によらなければ振興班への加入脱退ができず、制度の理解促進が課題となっています。消防団の協力費については、個人世帯の把握ができず、訪問する世帯が限られ、不公平感が生じています。町として、団員の士気を下げない工夫が必要です。回覧板廃止を選択した振興班は、257のうち6班です。

議会事務局です。公費負担がされている議員退職共済金は、退職者10人の他、遺族にも支給されています。今後は動画配信など、時代のニーズに即した議会運営を進める必要があります。

以上の審査を経て、令和6年度川南町一般会計歳入歳出決算については、委員全員の賛成により認定することに決定いたしました。

以上報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、特別会計、水道事業・下水道事業会計決算審査特別委員長の報告を求めます。

○特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員長（蓑原 敏朗議員） 9月11日の本会議において、特別会計水道事業下水道事業会計決算審査特別委員会に審査付託されました認定第2号認定第3号及び、認定第4号につきまして、9月12、16日の2日間にわたり、5名による委員で、慎重に審査を行いましたので、その経過と結果について御報告いたします。

認定第2号令和6年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3号令和6年度川南町水道事業会計決算認定について及び認定第4号令和6年度川南町下水道事業会計決算認定については、いずれも全員賛成で認定すべきと決定いたしました。

それぞれの会計ごとに御報告いたします。

まず、認定第2号中、令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額21億5844万3497円、歳出総額21億3911万5007円、差し引き1932万8490円となっています。

基金については、令和6年度に2600万6349円を積み立て、積立総額は、1億7272万8375円となっています。保険税の上昇を圧縮するため、基金から繰入れており、基金残高は、減少傾向となっています。

保険税の収納率は96.54%と向上しているが、収納率向上の努力とともに、納付困難な方には、納付相談や福祉支援相談へのサポートも行っています。特別交付金制度には保険者努力支援分があり、医療費適正化への取り組みを評価し、交付されるものですが、特定健診等については、まだまだ努力の余地があると思われ、町民の健康保持や医療費の削減にもつながることであり、指導、サポートが今まで以上に必要との意見がありました。

次に、令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入

総額 2 億6958万827円、歳出総額 2 億5767万695円、差し引き1191万132円となっています。

平成20年4月の制度発足以来、高齢化に伴い年々被保険者が増加しています。なお、医療費自己負担割合は、6月末で3割、117人、2割、363人、1割、2413人となっています。

続いて、令和6年度川南町介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額817万1381円、歳出総額758万1703円、差し引き58万9678円となっています。介護認定事務は、協定を結び、川南町が事務局を担当し、年に50回開催されています。昨年の審査件数は、川南町が616件都農が505件の計1,121件行われています。1回の審査は5人で行い、2班体制をとっています。なお、本町の令和7年3月末の要介護認定者数は、758人です。

令和6年度川南町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額16億8258万783円、歳出総額16億5247万6534円、差し引き3010万4249円となっています。団塊の世代が1号被保険者となるなど、介護関係の予算増大が予測され、介護保険準備積立基金残高は、2億9456万6555円で更なる積み増しが必要であるとともに、要支援にならないよう、あるいは要支援から要介護に、さらには要介護度が増さないような対策に取り組むということでした。保険料は、ほとんどが特別徴収のため、徴収率は高くなっていますが、未納であるなど、実際介護が必要になった際に不利益が生じるため、納付に理解を求めています。訪問給食サービスは、社会福祉協議会に委託し、施設や人員の能力から、現在は、夕食しかできていないが、配食希望者は、多く民間事業者を巻き込むなどを含めて検討課題であるとのことでした。単に食事を配達するだけではなく、見守りや健康状態チェックも目視によって行っており、ますます重要と思います。また、介護に携わる職員は、他産業同様に人手不足のため、育成あっせんについて行政の関与を望む意見もありました。

令和6年度西都児湯行政不服審査会特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額30万7570円、歳出総額15万6712円、差し引き15万858円となっています。令和6年度は、弁護士2名、元大学教授1名、司法書士1名で構成する審査会の事務局が川南町ということです。行政決定に不満があるときに不服を申し立てる制度ですが、審査案件の費用は、発生当該自治体負担となります。なお、審査会委員の任期は、3年で再任は可となっています。令和6年度の審査不服申立案件はございませんでした。

令和6年度川南町尾鈴地区畜産用水事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額537万4829円、歳出総額350万9839円、差し引き186万4990円となっています。給水件数は20件で、牛10件、養豚、養鶏がそれぞれ5件です。主に、畜舎の冷房や清掃に利用されています。県営事業終了予定の令和9年度以降の水利用が課題となっており、関係機関と協議しています。

次に、令和6年度川南町電子地域通貨事業特別会計歳入歳出決算認定についてですが、歳入総額6億1022万516円、歳出総額5億1043万2255円差し引き9978万8261円となっています。失効ポイントは、20万7766円あり、有効期限切れや亡くなられた分だそうです。有効期

限については、ポイント取得時に説明しているが、期限切れが迫る通知はシステム上不可能で行っていないとのことです。

続きまして、認定第3号令和6年度川南町水道事業会計決算認定についてですが、当該年度の純利益は1億2063万5019円となり、減債積立金及び建設改良積立金4632万4022円を加えた1億6695万9041円が未処分利益剰余金となります。給水戸数人口は減少していますが、年間配水量は増えています。ただ、有収率が68.4%と低くなっています。人工衛星を活用した漏水調査に期待したが、期待どおりの成果は上がらなかったということです。今後は、他自治体で効果のあった機材を活用するなどして、漏水箇所の点検解消に努力するということです。設備が経年により老朽化していることや、今後の人口減少を考慮し、新たな経営戦略が必要とのことです。新たな経営戦略の確立と、早急な他自治体並みの有収率を確保するよう意見が出されました。

認定第4号令和6年度川南町下水道事業会計決算認定についてですが、令和6年度からの公共下水道事業及び漁業集落排水事業を運営する地方公営企業法を適用した会計です。令和5年度末で、公共下水道事業は、加入世帯1,203世帯、区域内世帯1,650世帯加入率72.91%漁業集落排水事業は308世帯、区域内世帯412世帯、加入率74.76%となっていました。これらの事業は、特別会計で運営されていたものです。令和6年度末では、加入人口3,150人、区域内4,078人、加入率77.2%となっています。当該年度の純利益は、過年度不納欠損額1万1448円を減じた2077万1555円が未処分利益剰余金となります。新たな経営戦略のもと、施設の長寿命化や適正な需要を把握してのダウンサイジングとなお一層の努力をという意見がありました。

認定第2号、認定第3号及び認定第4号を審査する中で、少子高齢化や人口減少が課題として出ます。これらにどのように立ち向かうかは、川南町の将来像に関わる問題です。町の方方向性を示し町民一丸となって取り組みを求めます。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

念のため申し上げます。討論採決は、案件ごとに行います。

認定第1号令和6年度川南町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第1号令和6年度川南町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

認定第2号令和6年度川南町特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第2号令和6年度川南町特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号令和6年度川南町水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号令和6年度川南町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号令和6年度川南町下水道事業会計決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号について採決します。

お諮りします。本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号令和6年度川南町下水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第20「諮問第1号人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから諮問第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれを適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、同意第4号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

日程第21「諮問第2号人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから諮問第2号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれを適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

日程第22「諮問第3号人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから諮問第3号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれを適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、諮問第3号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

日程第23「同意第5号教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから、同意第5号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

全員起立であります。したがって、同意第5号教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

日程第24号「発議第4号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分とすることができる事項の指定についての一部改正について」を議題とします。

本件について、提出者からの趣旨説明をお願いします。

○議員（小嶋 貴子議員） 趣旨説明をいたします。

発議第4号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正について、趣旨説明を行います。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分をすることができる事項の指定についての一部改正は、地方自治法の一部改正により、地方自治法第243条の2の2が、第243条の2の8に条ずれしたため、関係する条項について必要な整備を行うものです。平成2年、議員発議第1号で町長へ専決処分できる指定を議会が委任したもので、今回改正についても、議員発議といたします。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

発議第4号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分することができる事項の指定についての一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第4号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号地方自治法第180条第1項の規定に基づき町長において専決処分することができる事項の指定についての一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第25「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により配付しました議員派遣のとおり決定をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、配付しました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第26「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第27「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和7年第3回川南町議会定例会を閉会します。

皆様お疲れ様でした。

午後3時05分終了

.....